



だより

平成30年3月

No.42

編集発行
市貝町農業委員会
TEL.68-1120



春の準備（市塙地内）



農地の売買や農地転用の申請書の
締め切り日は毎月**5日**です。

（5日が閉庁日の場合は、翌開庁日となります。）

目次

- 農業委員会新体制に移行…………… P2
- 農地転用・青色申告…………… P3
- 視察研修、収入保険制度
農地中間管理事業…………… P4
- 農地利用状況調査、利用権設定、
農業者年金…………… P5
- 平成30年農作業標準賃金等 …… P6

農地を転用するには、農地法による許可が必要です

農地転用をする場合

⇒ 4条申請又は5条申請が必要です。

農地を住宅などの建物施設、資材置場、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することをいいます。なお、一時的に資材置場や砂利採取等に利用する場合も転用となります。



※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

許可を受けずに転用すると

⇒ 無断転用となります。

許可を受けずに農地を無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

原状回復命令
罰則の適用が
あります

①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の 罰金)
②違反転用に おける原状回復 命令違反	

農地転用の受付は町農業委員会で行っています。不明な点・疑問点などありましたら、地元の農業委員または農業委員会事務局に相談してください。
☎68-1120

賢く節税！ 農業青色申告を始めてみませんか

確定申告では、税制上の各種の特典(控除)が利用できる青色申告をお勧めします。

新たに青色申告をされる方は、青色申告しようとする年の3月15日(休日のときは翌月曜日)までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

知って得する 青色申告の メリット

(注 内容によりメリット
が受けられない場合が
あります)

メリット1
複式簿記で記帳すると最大で65万円の特別控除が受けられます。

メリット2
生計を共にする家族を「青色事業専従者」にすることで、その人に支払った適正な給与は、全額経費に算入できます。

メリット3
その年の所得に損失が出たときは、翌年以降3年間繰越して損失額を差し引くことができます。

市貝町農業青色申告会では、会員を募集しています。

パソコン簿記の講習会や、確定申告書作成の記帳指導会などを行っています。会員の中に指導員がおりますので、初めての方でも安心してご参加いただけます。

入会に関するお問い合わせは、青色申告会事務局 ☎68-1120まで。



農業委員会新体制に移行

「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、町では昨年7月に、農業委員会を新体制に移行しました。
今回の法改正の主な内容は、農業委員が、これまでの「公選制」から、町長が議会の同意を得て「任命する」ことになった点、及び農業委員会が、新たに「農地利用最適化推進委員」を委嘱することになった点です。

町では、昨年7月20日に議会で同意を頂いた、12名の農業委員に辞令交付を行い、同日開催しました農業委員会総会において、会長に小埜誠一氏、同職務代理者に石原浩氏を選出しました。また、農業委員に加えて、新たに13名の「農地利用最適化推進委員」を選任しました。任期は、いずれも3年間(平成32年7月19日まで)です。
農業委員会では、農地等の利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に取り組んで参りますので、今後とも皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

担当地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
荒宿・上根	上根 519 番地 上山 貴代子 68-2210	市塙 4343 番地 3 園部 喜一 68-1480
	市塙 1614 番地 高田 豊 68-2443	市塙 2539 番地 郷間 賢治 68-1878
新町・大久保・石下	笹原田 128 番地 永嶋 繁 68-1685	市塙 3306 番地 11 大塚 敏彦 68-1649
	市塙 1322 番地 高久 文夫 68-1566	市塙 725 番地 関澤 貞男 68-1564
平・村上・駒込 仲之内・本仲之内・笹原田	赤羽 847 番地 1 藤平 隆一 68-0791	赤羽 852 番地 藤平 元一 68-0792
	赤羽 1890 番地 小埜 誠一 68-0671	赤羽 2630 番地 5 石川 有志 68-0617
古宿上町・古宿下町 前之内・東峰崎・西峰崎	赤羽 3809 番地 7 小林 慶子 68-0725	赤羽 57 番地 水沼 清和 68-0713
	多田 189 番地 4 矢口 勝行 68-0329	多田 422 番地 増淵 勇夫 68-1025
上赤羽・西宿	文谷 139 番地 海老澤 雄一 68-1528	文谷 436 番地 1 平野 勝典 68-0151
	田野辺 234 番地 石原 浩 68-1344	田野辺 1837 番地 床井 一夫 68-3213
赤羽上町・鴻之宿	杉山 484 番地 薄根 定男 68-1016	杉山 58 番地 1 小堀 守 68-0228
	刈生田 117 番地 川又 律子 68-1718	続谷 688 番地 荒井 和一 68-1318
赤羽下町・中新田 菅之谷	刈生田 117 番地 川又 律子 68-1718	見上 167 番地 芝間 良直 68-2413
	多田 羅	
多田羅	文谷・椎谷	
	田野辺	
文谷・椎谷	杉山・大谷津	
	続谷・刈生田・羽仏	
田野辺	塩田・見上・竹内	

＜荒廃農地の状況＞

(平成30年2月末現在)

区 分	耕作放棄地 (ha)	
	A 分類	B 分類
田	3.7	8.0
畑	14.1	21.4
小 計	17.8	29.4
合 計	47.2	

＜荒廃農地の判定基準＞

A分類…再生利用が可能な農地

抜根、整地、客土等により通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地

B分類…再生利用が困難と見込まれる農地

森林の様相を呈しているなど復元することが著しく困難なもの

おりです。

利用状況調査に基づく荒廃農地の状況は、次のとおりです。

遊休農地や耕作放棄地は、病害虫・鳥獣被害の発生、雑木・雑草の繁茂、産業廃棄物等の不法投棄など周辺の環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。所有者（耕作者）の方は、農地の適正な管理についてご協力をお願いします。

平成29年8月から9月にかけて、町内全域で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。この調査は、遊休農地の実態把握などを目的に毎年行われているもので、農業委員・農地利用最適化推進委員が、各地区の農地利用について現地調査をしました。

平成29年度

農地利用状況調査を実施

先進地視察研修

例年、耕作放棄地対策をテーマとした、研修を実施しております。今年度は、昨年の11月9日、町農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員、合わせて25人で長野県安曇野市において、研修を実施しました。

安曇野市農業委員会では、かつて桑畑であった15haの耕作放棄地を、ワイン用ブドウの産地として定着させようと、平成25年から事業に取り組んでおります。ボランティアを募り、これまでに10haの耕作放棄地を再生させ、5千本を超えるブドウの苗を定植し、順調に生育しております。雑草対策、獣害対策、炎天続きの水やり等、課題は山積しているが、夢の実現に向けて前進でき、今後も困難を乗り越え、実績を積み上げ、計画を実行していきたいとのことでした。

事例の説明後、農業者の高齢化、担い手不足解消、新規就農者の育成問題について意見交換をし、現地視察をして研修を終了しました。



ブドウ畑に再生された農地

市貝町では現在、47・2haの耕作放棄地がありますが、町の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、5年後に19・1haに減少させる目標を設定しております。ハードルが高い数値ではありますが、農業委員・農地利用最適化推進委員と知恵を出し合い、耕作放棄地の解消に取り組んで参ります。

平成31年1月から
収入保険制度が始まります

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による減収分だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

◆収入保険の特徴

- ①あらゆる農産物が補償の対象になります。
 - ②価格低下や怪我等による収入減少も補償の対象となります。
 - ③青色申告実績が1年以上あれば加入できます。
 - ④収入保険では、農家ごとの平均収入の8割以上が確保されます。保険料率は約1%、積立金は25%です。
 - ⑤「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補填します。補償限度等は、農業者の方が自由に選択できます。
- ◆農業共済事業、ナラシ対策、野菜価格安定対策事業などの、補償制度との併用はできません。
- ◆「NOSA」とちぎ」のホームページから、収入保険と農業共済等の類似制度との掛金や補填金を比較できるシミュレーションソフトが、ダウンロードできますので、是非ご活用ください。
- ◆問い合わせ
栃木県農業共済組合 本所
☎028(683) 5531
栃木県農業共済組合 芳賀支所
☎0285(84) 1151

農業経営基盤強化を促進します

農地利用権設定等促進事業

農地利用権設定等促進事業は、農地を貸したいという農家と農業経営規模の拡大を図りたいという担い手等との間で、安心して農地の貸し借りができる事業です。

貸し手のメリット

・貸した農地は期限がくれば、離作料を支払うことなく、必ず返ってきます。継続して貸すこともできます。

借り手のメリット

・農業経営規模の拡大が図られます。
・賃借期間中は安心して耕作ができます。利用権の再設定により、期間満了後も手続きをすれば継続して借りることができます。

◆申請用紙は、農業委員会事務局に備えてあります。

全国農業新聞

全国農業会議所が発行する農家のための情報誌です。

農業に関する最新の情報をわかりやすく解説してお届けします。

◆毎週1回 金曜日発行

◆購読料 月額700円(送料込み)

申込みは、農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください。

メリット

担い手積立年金 農業者年金に加入しましょう

老後への備えは充分ですか？年金は、家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です！

農業者年金について詳しく知りたい方は、農業委員会事務局(☎68-1120)まで、お気軽にご相談ください。

次の要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金
第1号被保険者
保険料納付
免除者を除く

年齢60歳
未満

農業者年金の特徴

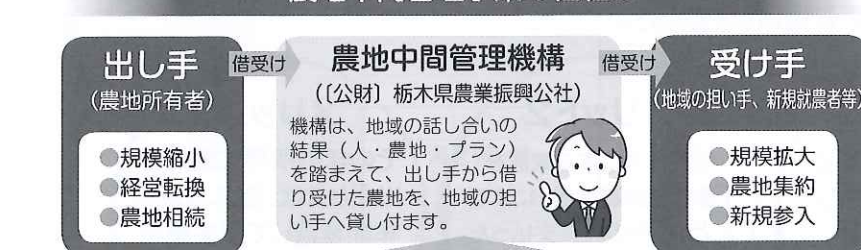
- ・積立方式で安心です。
- ・加入・脱退は自由です。
- ・保険料は全額社会保険料控除。
- ・保険料はいつでも変更できます。
- ・農業の担い手には、保険料が補助されます。
- ・終身年金の80歳までの死亡一時金があります。

農地の貸借は
農地中間管理機構へ

農地中間管理機構とは、担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、農地の中間的な受け皿になる機関です。

農地中間管理機構を利用して農地を借りたい方、貸したい方は、役場農林課☎(68) 1116までお問い合わせください。

農地中間管理事業の仕組み



連携・協力

農政課 市町・市町農業公社・農協など
機構の相談窓口として、貸借の手続きを行います。農地の所在する市町農政担当課や農業委員会、農業公社、農協等にお気軽にご相談ください。

対象となる農地

- 農業振興地域内の農地であり、機構の借受ルールに基づき判断します。
- 貸借契約は、原則10年以上です。
- 再生不能と判断された遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付が見込めない農地は借り受けることが出来ません。

平成30年農作業標準賃金について

作業区分	内 訳	賃 金	摘 要
箱 育 苗	1箱当り	700円	購入種子に限る
水田耕起	10a当り	3,500円	ロータリー耕、プラウ耕、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
	10a当り	3,000円	2番耕、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
代 か き	10a当り	6,000円	土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
田 植 え	10a当り	6,500円	補植別、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する。側条施肥8,000円 肥料委託者負担
薬剤散布	10a当り	1,000円	薬剤委託者負担
	10a当り	1,500円	
麦・大豆播種	10a当り	3,500円	〔施肥、播種復土〕肥料、種子委託者負担
刈り取り [水稻・麦]	10a当り	6,000円	燃料、結束縄は委託者負担
	10a当り	16,000円	土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する、籾・麦運搬別、寄せ刈り別、倒状状況により5,000円以内加算
大豆刈取	10a当り	10,000円	
脱 穀	10a当り	6,000円	
乾 燥	水 稻	1,000円	60Kg当り
	麦	1,500円	調整含み 60Kg当り
籾 摺 り	水 稻	500円	調整含み 60Kg当り
	陸 稻	600円	
溝堀・畦畔作り	1m当り	60円	
肥料散布	10a当り	1,000円	10a標準5袋、1袋増毎100円加算（運搬含み）燃料、機械請負人持ち
一般作業	一日当り	6,400円	1日8時間標準

※ ほ場条件及び作業内容等を考慮し、当事者間で決定してください。

※ 消費税は、外税です。

平成30年（1月～12月）の賃借料水準（10a）

平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

1. 水田（水稻）の部

（単位：円、件）

地 域 区 分		平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
中部・南部	基盤整備地域	14,400	20,700	8,800	42	
	未 整 備 地 域	11,300	18,000	5,700	9	
北 部	基盤整備地域	14,400	20,700	8,900	29	
	未 整 備 地 域	10,700	13,900	5,100	5	
市貝町平均		12,700				

2. 畑（普通畑）の部

（単位：円、件）

地 域 区 分	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
中部・南部	4,600	6,400	3,400	13	
北 部	4,300	5,000	3,000	10	
市貝町平均	4,400				

※ 昨年の賃借料の平均のデータですので、ご参考程度にお使いください。

※ 消費税は、外税です。